和歌山市告示第３９８号

差押調書（謄本）及び配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので和歌山市税条例（昭和２９年条例第３０号）第１６条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき差押調書（謄本）及び配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年１１月１３日

和歌山市長　　尾　﨑　太　郎

氏名又は名称	住所又は所在地
田中　雄一郎	和歌山県和歌山市松江東３丁目２番５０号　ノカミアパート２階